

5 - 1 課税状況

(1) 課税状況

区 分		相 続 人 の 数		金 額	
取 得 財 産 価 額		人	外	千円	
		17	外	76,364	
		4,983		333,172,136	
		164		3,606,497	
		2,464		31,096,579	
		487		1,708,552	
課 税 価 格		5,016	実	307,390,606	
相 続 税 額	算 出 税 額	4,947		33,503,873	
	2 割 加 算 額	406		361,394	
	計	4,947	実	33,865,267	
税 額 控 除	暦 年 課 税 分 贈 与 税	203		74,118	
	配 偶 者	848		8,899,212	
	未 成 年 者	42		9,039	
	障 害 者	106		108,153	
	相 次 相 続	193		272,056	
	外 国 税 額	3		5,113	
	計	1,321	実	9,367,692	
差 引 税 額		4,251	実	24,497,575	
相 続 時 精 算 課 税 分 贈 与 税 額 控 除 額		33		103,277	
小 計		4,248		24,394,295	
農 地 等 納 税 猶 予 額		34		205,575	
株 式 等 納 税 猶 予 額		6		111,668	
申 告 納 税 額	納 付 税 額	4,229	実	24,139,575	
	還 付 税 額	22	実	62,558	
災 害 減 免 法 第 4 条 に よ る 免 除 税 額		16		8,383	
遺 産 に 係 る 基 礎 控 除 額		1,773		144,440,000	

調査対象等： 平成22年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成23年10月31日までの申告（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律により申告期限が延長され平成24年1月11日までに提出された申告を含む。）又は処理（更正、決定等）による課税事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

- (注) 1 「遺産に係る基礎控除額」欄の人員は、被相続人の数である。
2 外書は災害減免法第6条の被害を受けた部分の価額を示す。
3 「相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

(2) 課税状況の累年比較

年 分	課税価格		相続税額	税額控除	納付税額		還付税額		被相続人の数
	相続人の数	金 額			相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	
	人	千円	千円	千円	人	千円	人	千円	人
平成 18 年 分	5,506	356,580,307	44,220,789	13,773,545	4,655	29,820,344	21	41,564	1,879
平成 19 年 分	5,457	352,937,712	43,387,760	13,973,873	4,620	28,597,334	28	63,787	1,871
平成 20 年 分	5,179	328,842,918	36,168,240	9,942,327	4,412	25,386,785	37	66,825	1,879
平成 21 年 分	5,253	332,226,334	40,056,013	10,877,844	4,432	28,037,640	32	56,680	1,825
平成 22 年 分	5,016	307,390,606	33,865,267	9,367,692	4,229	24,139,575	22	62,558	1,773

(注) この表は、「(1) 課税状況」を累年比較したものである。

(3) 税務署別課税状況

税 務 署 名	課 税 価 格		納 付 税 額		被相続人 の数
	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	
	人	千円	人	千円	人
青 森 県 計	673	40,983,985	570	3,630,541	235
盛 岡 県 計	345	20,520,927	277	1,369,343	122
宮 古 県 計	39	2,308,375	35	112,573	17
大 船 渡 町	14	949,751	13	62,436	6
水 沢 町	74	4,279,014	57	252,757	25
花 巻 町	85	6,265,657	72	570,499	33
久 慈 町	14	924,973	10	54,041	5
一 関 町	93	4,202,088	76	131,886	33
釜 石 市	19	1,206,574	15	91,658	8
二 戸 市	38	2,233,453	29	163,161	13
岩 手 県 計	721	42,890,812	584	2,808,355	262
仙 台 市 北 区	481	32,443,587	411	3,346,099	163
仙 台 市 中 区	270	17,432,096	234	1,963,141	91
仙 台 市 南 区	264	15,468,239	232	1,258,759	83
石 巻 市	77	3,920,000	66	197,893	26
塩 釜 市	111	8,347,099	92	954,539	36
古 川 市	56	4,175,342	48	295,557	21
気 仙 沼 市	42	2,585,065	37	287,230	15
大 河 原 町	89	4,830,831	79	387,029	30
築 館 町	28	1,757,637	24	153,805	10
佐 沼 町	29	1,630,240	28	89,956	13
宮 城 県 計	1,447	92,590,136	1,251	8,934,008	488
秋 田 市 南 区	142	11,637,318	115	1,038,041	53
秋 田 市 北 区	65	3,484,654	57	184,520	23
能 代 市	20	1,763,938	14	184,561	8
横 手 市	38	2,346,615	35	145,118	13
大 館 市	45	2,673,924	40	174,204	15
本 荘 市	71	4,152,840	62	306,788	24
湯 沢 市	9	875,704	11	80,674	5
大 曲 市	65	4,073,313	56	288,927	23
秋 田 県 計	455	31,008,306	390	2,402,833	164
山 形 市 形 町	266	16,115,885	224	1,150,427	99
米 沢 市	54	2,333,822	42	64,498	19
鶴 岡 市	73	3,581,483	65	177,723	22
酒 田 市	67	4,456,864	53	368,703	27
新 庄 市	18	823,363	14	46,391	5
寒 河 江 市	52	2,975,415	42	146,596	20
村 山 市	34	2,135,196	30	138,094	12
長 井 市	15	820,523	11	49,150	5
山 形 県 計	579	33,242,551	481	2,141,581	209
福 島 市 島 山 区	263	14,345,201	220	749,766	95
会 津 若 松 市	82	5,315,124	71	313,919	32
郡 山 市	326	18,909,796	274	1,382,283	109
いわ き 市	233	14,975,541	188	1,046,286	91
白 河 市	72	4,379,453	63	303,239	27
須 賀 川 町	33	1,608,592	27	63,194	11
喜 多 方 町	15	956,654	12	58,180	6
喜 相 馬 町	48	2,594,247	39	120,723	19
二本 松 市	42	2,156,144	36	102,910	15
田 島 町	27	1,434,064	23	81,763	10
福 島 県 計	1,141	66,674,816	953	4,222,259	415
総 計	5,016	307,390,606	4,229	24,139,575	1,773

(注) この表は、「(1) 課税状況」を税務署別に示したものである。

(4) 申告及び処理の状況

区 分		課 税 価 格		納 付 税 額		被相続人の数
		相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	
本年分	申 告 額	人 5,018	千円 307,152,289	人 4,233	千円 24,109,053	人 1,773
	修正申告による増差額	62	358,836	106	84,993	53
	更正による増差額	2 △	-8,206	2	168	1
	更正等による減差額	17 △	112,313	27 △	54,640	17
	決 定 額	-	-	-	-	-
	計	実 5,016	307,390,606	実 4,229	24,139,575	実 1,773
過年分	申 告 額	211	8,352,032	182	237,260	96
	修正申告による増差額	843	11,396,647	1,206	1,964,989	520
	更正による増差額	13	473,121	20	104,505	7
	更正等による減差額	241 △	2,797,908	318 △	532,263	148
	決 定 額	4	156,848	4	8,027	1
	計	実 1,279	17,580,740	実 1,678	1,782,519	実 662
合 計	申 告 額	5,229	315,504,321	4,415	24,346,313	1,869
	修正申告による増差額	905	11,755,483	1,312	2,049,983	573
	更正による増差額	15	464,915	22	104,674	8
	更正等による減差額	258 △	2,910,221	345 △	586,903	165
	決 定 額	4	156,848	4	8,027	1
	計	実 6,295	324,971,346	実 5,907	25,922,094	実 2,435

調査対象等： 「本年分」は平成22年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成23年10月31日までの申告（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律により申告期限が延長され平成24年1月11日までに提出された申告を含む。）又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書」等に基づいて作成した。

「過年分」は、平成21年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成22年11月1日から平成23年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、平成20年以前に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成22年7月1日から平成23年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

- (注) 1 「相続人の数」及び「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。
2 増（減）差額の区分は差引税額（納税猶予前）の増減により判定している。

(5) 加算税の状況

区 分	過少申告加算税		無申告加算税		重 加 算 税	
	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額
本 年 分	人 3	千円 40	人 25	千円 5,701	人 -	千円 -
過 年 分	861	133,591	153	30,593	136	269,473
合 計	864	133,631	178	36,294	136	269,473

調査対象等：「(4) 申告及び処理の状況」と同じである。

5－2 課税価格階級別

(1) 人員、課税価格及び税額

課 税 価 格 階 級	被相続人の数	課 税 価 格	左 の う ち		納 付 税 額	法定相続人の数
			相続時精算課税 適用財産価額	暦年課税分 贈与財産価額		
	人	千円	千円	千円	千円	人
1 億 円 以 下	456	38,084,275	985,507	141,162	568,432	1,042
1 億 円 超	880	122,015,006	1,655,260	739,804	4,746,690	2,911
2 "	266	64,138,402	525,557	431,360	5,172,766	998
3 "	122	45,555,374	448,541	225,339	5,809,172	432
5 "	27	15,494,278	－	97,785	2,335,909	109
7 "	15	12,409,741	－	34,748	2,751,992	61
10 "	6	7,392,501	－	14,216	1,963,109	17
20 "	1	2,062,712	－	－	760,982	9
30 "	－	－	－	－	－	－
50 "	－	－	－	－	－	－
70 "	－	－	－	－	－	－
100 "	－	－	－	－	－	－
合 計	1,773	307,152,289	3,614,866	1,684,414	24,109,053	5,579

調査対象等： 平成22年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成23年10月31日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律により申告期限が延長され平成24年1月11日までに提出された申告書を含む。）に基づいて作成した。

(2) 法定相続人員別の被相続人数

課税価格 階 級	法 定 相 続 人 員 別 被 相 続 人 数											
	0 人 のもの	1 人 のもの	2 人 のもの	3 人 のもの	4 人 のもの	5 人 のもの	6 人 のもの	7 人 のもの	8 人 のもの	9 人 のもの	10 人 のもの	10人超 のもの
1 億 円 以 下	10	97	150	151	48	-	-	-	-	-	-	-
1 億 円 超	1	68	164	275	240	91	27	7	2	2	3	-
2 "	-	8	26	85	102	32	3	5	-	2	-	3
3 "	-	2	19	42	38	15	3	3	-	-	-	-
5 "	-	-	6	2	12	5	-	-	-	2	-	-
7 "	-	1	3	2	3	2	2	2	-	-	-	-
10 "	-	-	2	3	1	-	-	-	-	-	-	-
20 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-
30 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
50 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
70 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
100 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	11	176	370	560	444	145	35	17	2	7	3	3

調査対象等： 平成22年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成23年10月31日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律により申告期限が延長され平成24年1月11日までに提出された申告を含む。）に基づいて作成した。

（注） この表は、「(1) 人員、課税価格及び税額」の「被相続人の数」欄を法定相続人員別に示したものである。

5－3 相続財産種類別

被相続人の数及び取得財産価額

財産等の種類		被相続人の数		取得財産価額
土地	田（耕作権及び永小作権を含む。）	実	人 568	千円 11,644,145
	畑（耕作権及び永小作権を含む。）		679	11,606,401
	宅地（借地権を含む。）		1,632	100,859,725
	山林		538	2,299,246
	その他の土地		613	7,441,178
	計		1,656	133,850,696
家屋、構築物			1,588	21,799,225
事業（農業） 用財産	機械器具、農耕具、じゅう器、備品	実	285	621,361
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等		45	261,087
	売掛金		80	336,880
	その他の財産		155	907,983
	計		374	2,127,311
有価証券	特定同族会社の株式及び出資	実	410	14,186,651
	同上以外の株式及び出資		1,024	10,157,211
	公債及び社債		402	8,993,405
	投資・貸付信託受益証券		473	7,485,640
	計		1,312	40,822,906
現金、預貯金等			1,759	86,356,052
家庭用財産			1,178	854,612
その他の財産	生命保険金等	実	453	15,676,890
	退職金及び功労金等		163	7,348,169
	立木		226	275,650
	その他		1,515	23,681,861
	計		1,571	46,982,569
合計		実	1,763	332,793,371
相続時精算課税適用財産価額			131	3,614,866
債務			1,576	27,095,866
葬式費用			1,732	3,844,496
計		実	1,747	30,940,362
差引純資産価額		実	1,768	305,467,875
加算贈与財産価額／暦年課税分贈与財産価額			284	1,684,414
課税価額		実	1,773	307,152,289

調査対象等：平成22年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成23年10月31日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律により申告期限が延長され平成24年1月11日までに提出された申告書を含む。）に基づいて作成した。

（注） 「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。